

## 議 事 録

|                       |  |      |    |
|-----------------------|--|------|----|
| 会議名                   | 令和6年度第1回寒川町情報公開制度運営審議会   |      |    |
| 日 時                   | 令和6年5月13日(月)14:00～15:00  | 開催形態 | 公開 |
| 場 所                   | 寒川町役場分庁舎1階 電算会議室   |      |    |
| 出席者                   | 委 員：飯野、山邊、坂元、杉崎（欠席：齊藤(昭)、鈴木）<br>事務局：三橋(総務部長)、伊藤(総務課長)、辻井(行政管理担当主査)<br>傍聴者：なし |      |    |
| 議 題                   | (1) 会長及び副会長の選出<br>(2) 議事録承認委員の指名<br>(3) 令和5年度情報公開制度の運用状況の報告<br>(4) その他       |      |    |
| 決定事項                  | (1) 会長に飯野委員を、副会長に山邊委員を選出。<br>(2) 議事録承認委員に飯野会長・山邊副会長を指名。                      |      |    |
| 議 事                   | 別紙のとおり   |      |    |
| 資 料                   | ・情報公開制度の運用状況   |      |    |
| 議事録承認委員及び<br>議事録確定年月日 | 飯野 守<br>山邊 直義<br>(令和6年5月27日確定)   |      |    |

## 議 事 の 経 過

1. 開会 伊藤総務課長
2. 委嘱状の交付
3. あいさつ 木村町長

※ 委員及び事務局が自己紹介。

※ 事務局より、寒川町情報公開制度運営審議会規則第3条第2項に基づき、委員4名の出席により会議の成立要件を満たしていることを報告。

### 4. 議事

#### 第1号 会長及び副会長の選出

委員の互選により、会長に飯野委員が、副会長に山邊委員が、それぞれ選出された。

#### 第2号 議事録承認委員の指名

飯野会長及び山邊副会長を指名した。

#### 第3号 令和5年度情報公開制度の運用状況の報告

【説明】事務局より、資料に基づき説明。

【質疑】(凡例) ◎：委員、 →：事務局

◎ 番号15「令和5年度全国学力・学習状況調査の結果すべて」に対し、公開が決定されている。このすべてというのは、どういった文書が含まれているのか。当該情報については、導入当初から公開することについて学校の序列化等を招きかねないことから懸念されてきたところである。

→ 原則としては「すべて」というのは、当該文書に関して保有する文書のすべてを指すものである。公開非公開の決定に当たっては、条例の規定により判断されるものであり、実施機関により適切な決定がなされたものと考えている。

(補記) 当該文書の公開に当たって公開した部分については、寒川町、神奈川県及び全国における教科別の平均正当数や平均正当率が含まれる文書であり、学校別のものは公開されていなかった。国においては、当該文書の公開に当たっては、公表を予定している内容以外の部分については、行政機関の保有する情報の公開に関する法律第5条第6号の不開示情報に該当するとしている。町においては、寒川町情報公開条例第5条第4号において、同様の趣旨を規定しており、国と同様に非公開情報に該当すると判断している。本件においては、事前の問い合わせを経て、請求人において上記規定に照らし公開可能な公文書のみについて請求がなされたため、「すべて」公開とする当該決定をしたものである。

◎ 経営戦略会議の内容についての請求が、複数件なされているが、あらかじめ公開することは検討されないか

→ 本会議体については、条例により設置された附属機関ではなく、寒川町庁議規程により設けられた庁内の内部的な意思決定を図ることを目的としたものであり、公開を前提とした制度設計となっていない。本会議体における案件の粒度によっては非公開情報が含まれることもあるため、すべてを公開することを前提に制度設計するのは難しい部分があるが、例年公開請求がなされるものについては、町民からの関心が高いものであるため、あらかじめ公開することについて、審議会において意見があったことを実施機関に対し、伝える。

◎ 入札等の公開請求に対する決定について、公開と部分公開があるが、どのような差異によるものか。

→ 予定価格を類推される部分については、非公開としており、当該部分が含まれている否かで、決定が異なっている。

#### 第4号 その他

◎ 寒川町情報公開条例に、懲役等の罰則規定があるが、刑法の一部改正に伴う条例改正の予定はあるのか。

→ 条例改正の予定はあるが、検察庁との協議を要するものであり、現在各機関と調整をしている。刑法一部改正の施行日までに適切に条例改正を行う。

◎ 次回会議の開催予定はいつ頃か。

→ 諮問する案件が生じた際に開催するので、現状未定である。

#### 5. 閉会 伊藤総務課長

以 上